

損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	232,034
資金運用収益	129,046
貸出金利息	75,357
有価証券利息配当金	40,427
コールローン利息	206
債券貸借取引受入利息	480
買入手形利息	4
預け金利息	3,668
金利スワップ受入利息	7,197
その他の受入利息	1,704
役員取引等収益	28,198
受入為替手数料	1,028
その他の役員収益	27,169
特定取引収益	15,339
商品有価証券収益	8
特定取引有価証券収益	6,424
特定金融派生商品収益	8,906
その他業務収益	18,661
外国為替売買益	9,171
外国債等債券売却益	5,381
その他の業務収益	4,108
その他の経常収益	40,787
株式等売却益	7,858
金銭の信託運用益	31,255
その他の経常収益	1,674
経常費用	77,534
資金調達費用	33,276
預金利息	1,176
譲渡性預金利息	3,009
債券利息	5,639
コールマネー利息	245
債券貸借取引支払利息	12
売渡手形利息	2,138
借入金利息	20,776
社債利息	11,258
その他の支払利息	
	184,888

科 目	金 額	
役 務 取 引 等 費 用	13,164	
支 払 為 替 手 数 料	2,285	
そ の 他 の 役 務 費 用	10,879	
特 定 取 引 費 用	436	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	436	
そ の 他 の 業 務 費 用	6,561	
国 債 等 債 券 売 却 損	216	
債 券 発 行 費 用 債 却	187	
社 債 発 行 費 債 却	432	
金 融 派 生 商 品 費 用	4,908	
そ の 他 の 業 務 費 用	817	
営 業 経 費	77,865	
そ の 他 経 常 費 用	9,325	
貸 出 金 債 却	1,887	
株 式 等 売 却 損	1,520	
株 式 等 債 却	824	
金 銭 の 信 託 運 用 損	488	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,603	
経 常 利 益		47,146
特 別 利 益		14,385
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,086	
債 却 債 権 取 立 益	60	
そ の 他 の 特 別 利 益	12,238	
特 別 損 失		116,546
固 定 資 産 処 分 損	884	
そ の 他 の 特 別 損 失	115,661	
税 引 前 当 期 純 損 失		55,015
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△2,779
法 人 税 等 調 整 額		△10,276
当 期 純 損 失		41,960

(貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券(特定取引を除く)については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

従来、その他有価証券が関連法人等株式に該当することになった場合は、時価で関連法人等株式に振替え、「株式等評価差額金(当期より、「その他有価証券評価差額金」として表示)」及び「繰延税金負債(貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示)」を計上しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日)が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期において、「株式等評価差額金(当期より、「その他有価証券評価差額金」)」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「株式」中の関連法人等株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

6. 売買目的の買入金銭債権(特定取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

7. 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機(ATM等)については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年～50年
動産	2年～15年

8. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

9. 繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) その他資産のうち社債発行費は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(3) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

10. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記29. の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,379百万円であります。

また、貸倒実績率については、従来、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当期より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式と比較して、貸倒引当金が23,417百万円増加し、貸倒引当金戻入益が同額減少したため、税引前当期純損失が同額増加しております。

12. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

13. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

14. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円（税効果額控除前）であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

20. 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

21. 関係会社の株式及び出資総額	361,060百万円
22. 関係会社に対する金銭債権総額	404,081百万円
23. 関係会社に対する金銭債務総額	249,833百万円
24. 有形固定資産の減価償却累計額	14,858百万円
25. 有形固定資産の圧縮記帳額	2,985百万円
26. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。	

27. 貸出金のうち、破綻先債権額は654百万円、延滞債権額は10,614百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,194百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

30. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,485百万円であります。

なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

31. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、83,124百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。

32. 貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 10百万円

有価証券 239,743百万円

担保資産に対応する債務

預金 568百万円

債券貸借取引受入担保金 8,333百万円

支払承諾 902百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,309百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4,813百万円であります。

35. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。

36. 社債には、劣後特約付社債532,571百万円が含まれております。

37. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。

38. 1株当たりの純資産額 319円68銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

39. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,489百万円であります。

40. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産が含まれております。以下43.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	300,973	9,528

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	364,526	363,337	△1,188	159	1,347
社債	42,474	42,440	△33	8	42
合計	407,000	405,777	△1,222	168	1,390

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
関連法人等株式	15,150	8,527	△6,622

なお、差額の金額につき、投資損失引当金を計上しております。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	14,454	14,193	△260	573	834
債券	574,537	571,171	△3,366	413	3,779
国債	386,436	382,753	△3,682	23	3,706
地方債	53,262	53,251	△11	8	19
社債	134,838	135,166	327	381	53
その他	403,292	413,822	10,529	11,329	799
合計	992,284	999,186	6,902	12,316	5,413

(注) 「その他」は主として外国債券であります。

上記の評価差額(益)6,902百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額(益)147百万円を加えた額(益)7,050百万円から、繰延税金負債2,868百万円を差し引いた額(益)4,181百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当期において、その他有価証券で時価のあるものについて、463百万円の減損処理を行っております。

41. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
そ の 他 有 価 証 券	203,716	8,051	2,397

42. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	282,229
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	276,285
関 連 法 人 等 株 式	5,944
そ の 他 有 価 証 券	244,460
非 上 場 株 式	5,752
非 上 場 地 方 債	4
非 上 場 社 債	156,939
非 上 場 外 国 証 券	55,917
そ の 他	25,847

43. 当期において、株式売却に伴い、従来関連法人等株式として保有していたBlueBay Asset Management Limitedの株式 (9,524百万円) の保有目的をその他有価証券に変更しております。

44. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	507,211	554,039	26,892	46,970
国 債	315,886	384,422	—	46,970
地 方 債	51,554	507	1,193	—
社 債	139,770	169,110	25,699	—
そ の 他	7,772	124,433	176,150	156,545
合 計	514,984	678,473	203,043	203,515

45. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (△は損) (百万円)
運用目的の金銭の信託	587,364	△8,855

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	99,981	99,981	—	—	—

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

46. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	36,574	121

47. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは60,227百万円であります。

48. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,175,391百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,832,139百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

49. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	63,958百万円
有価証券価格償却超過額	59,489
貸倒引当金及び貸出金償却損金	
算入限度超過額	46,124
退職給付引当金繰入超過額	7,655
投資損失引当金繰入超過額	6,473
賞与引当金繰入超過額	4,008
その他	23,049
繰延税金資産小計	210,759
評価性引当額	△170,660
繰延税金資産合計	40,098
繰延税金負債	
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	2,868
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670
繰延税金負債合計	4,538
繰延税金資産の純額	35,559百万円

50. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△52,360百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	54,331
未積立退職給付債務	1,970
会計基準変更時差異の未処理額	4,843
未認識数理計算上の差異	377
未認識過去勤務債務	△3,329
貸借対照表計上額の純額	3,861
前払年金費用	4,618
退職給付引当金	△756

51. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号 平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は668,625百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」又は「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
- (6) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
52. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、営業経費が477百万円増加し、経常利益が同額減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。
53. 平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会において、公的資金の返済をさらに進めるための財務上の柔軟性を確保するため、会社法第156条の規定に基づく自己優先株式の取得について決議いたしました。決議の内容は以下の通りであります。
- | | |
|----------------|---|
| (イ) 取得する株式の種類 | 当行第二回甲種優先株式 |
| (ロ) 取得する株式の総数 | 74,528千株（上限）
（発行済第二回甲種優先株式総数に対する割合 100.00%） |
| (ハ) 株式の取得金額の総額 | 2,250億円（上限） |
| (ニ) 自己株式取得の期間 | 平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会終結の時から強制転換日（平成20年4月1日）の前日まで |
54. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 18.79%

(損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	21,698百万円
役員取引等に係る収益総額	264百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3,006百万円
その他の取引に係る収益総額	2,718百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	12,906百万円
役員取引等に係る費用総額	2,504百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,529百万円
その他の取引に係る費用総額	11,202百万円

3. 1株当たり当期純損失金額 32円14銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他の特別利益」には、関連法人等株式売却益11,519百万円を含んでおります。

6. 「その他の特別損失」には、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を含んでおります。

上記子会社株式評価損のうち、98,072百万円は当行の子会社である株式会社ワイエムエス・シックスを通じて保有する、子会社である株式会社アプラスの優先株式に対する当行投資の実質価額と投資簿価の差額であります。当該子会社株式評価損にかかる実質価額は、向こう10年間のキャッシュフロー予測、長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を用いて算定した割引キャッシュフロー(DCF)方式によって算定しております。

また、投資損失引当金繰入額15,908百万円は、株式会社アプラスの普通株式への当行投資分及び持分法適用会社であるシンキ株式会社への当行投資分に対するものであり、市場価格と帳簿価額の差額に相当する額を計上しております。

7. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	当期末残高
子 会 社	ライフ住宅ローン (株)	所有 間接 100%	金銭貸借関係、預金取引 関係、金融資産の証券化 役員の兼任	当座勘定貸越取引 (注)	96,000	当座貸越	96,000
	Shinsei Finance (Cayman) Ltd.	所有 直接 100%	金銭貸借関係	当行債の保有	—	社 債	93,046
	Shinsei Finance II (Cayman) Ltd.	所有 直接 100%	金銭貸借関係	当行債の保有	—	社 債	83,859

(注) 事業資金の貸出を行っております。また、信用リスクを勘案し、利率を合理的に決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社・子会社等を含む)	J.C. Flowers II L.P. (注1)	—	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受入(注2) 出資(注3)	288 4,423	前受収益 —	51 —
	NIBC Bank N.V.(注4)	—	—	コミットメントライン取引(注5)	14,366	—	—
	NIBC Bank Ltd(注6)	—	—	貸出参加(注7)	139	証書貸付	139
	Hillcot Re Limited(注8)	所有 間接 33.7%	出資先の子会社 役員の兼任	保証(注9)	—	支払承諾	462
	Brampton Insurance Company Limited (注10)	所有 間接 33.7%	出資先の子会社	出資金戻り(注11) 出資金戻り(注12)	2,472 1,310	— —	— —

(注1) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C. フラワーズ社 (J.C. Flowers & Co. LLC) によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C. フラワーズ社 (J.C. Flowers & Co. LLC) が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V. が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注5) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注6) 当行役員J. クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C. フラワーズ社 (J.C. Flowers & Co. LLC) が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V. が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注7) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注8) 当行の関連法人等であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注9) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定められておりません。また保証残存年数は3年となっております。

(注10) 当行役員J. クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の関連法人等であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。旧社名はAioi Insurance Company of Europe Limitedであります。

(注11) Hillcot Holdings Limitedにおける買収代金の一部リファイナンス資金を出資金の一部返済に充てたものであります。

(注12) 余剰資本の自社株消却により出資金の一部が返済されたものであります。